

高山市町並保存関係条例等資料

- 1 高山市民憲章
- 2 高山市環境保全基本条例
- 3 高山市市街地景観保存条例*
- 4 高山市市街地景観保存条例施行規則*
- 5 高山市市街地景観保存計画*
- 6 恵比須台組町並保存会規約*
- 7 高山市上三之町町並保存会規約*
- 8 高山市上二之町々並み保存会規約*
- 9 宮川を美しくする会会則
- 10 宮川の鯉を守る会趣意書
- 11 宮川の鯉を守る会規約
- 12 江名子川を美しくする会規約

(* 以下に条文等を収録したもの)

高山市市街地景観保存条例

(昭和47年10月1日 条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、高山市環境保全基本条例（昭和47年高山市条例第5号）第12条の規定に基づき、郷土の重要な歴史的、文化的資産としての市街地景観の保存に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市街地景観」とは、本市の歴史上意義を有する建造物等が周囲の自然的環境と調和をなして本市における伝統と文化を具現し、及び形成している状況をいう。

(保存区域の指定)

第3条 市長は、市街地景観を保存するため必要な区域を市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、保存区域の指定をしようとするときは、区域住民の意見を聞かなければならない。

3 市長は、保存区域の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。保存区域の指定を解除し、又は変更したときも、また同様とする。

(保存計画)

第4条 市長は、保存区域を指定したときは、市街地景観保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

(保存区域内における行為の届出)

第5条 保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為で市の規則で定めるもの及び災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築及び撤去
- (2) 宅地の造成、その他土地の形質の変更
- (3) 木材の伐採
- (4) 建築物その他の工作物の色彩の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市街地景観の保存に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項の届出があった場合において、心要があると認め

るときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(損失の補償)

第6条 市は、前条第2項の助言、指導又は勧告に従ったことにより損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償の額及び方法については、市長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

(経費の補助)

第7条 市は、保存区域内における建築物その他の工作物の保存管理に要する経費につき、その一部を補助することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

高山市市街地景観保存条例施行規則

改正 昭和49年2月9日市規則第43号

(昭和47年11月20日 市規則第27号)

(目的)

第1条 この規則は、高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保存区域内における行為の届出)

第2条 条例第5条第1項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

(条例第5条第1項ただし書の市の規則で定める行為)

第3条 条例第5条第1項ただし書の市の規則で定める行為は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 次に掲げる建築物の新築、改築、増築又は撤去
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築、増築又は撤去
 - ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ3メートル及び10平方メートル以下であるもの
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築、増築又は撤去
 - イ 仮設の工作物の新築、改築、増築又は撤去
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築、増築又は撤去
 - ハ 消防又は水防の用に供する警鐘台
- (3) その他の工作物の新築、改築、増築又は撤去で、その新築改築、増築又は撤去に係る部分の高さが3メートル以下であるもの
- (4) 次に掲げる土地の形質の変更
 - イ 面積が30平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが2メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - ロ 地下における土地の形質の変更
- (5) 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用にあてるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが10メートルをこえず、かつ1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルをこえないものの伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(5) 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更（損失の補償基準）

第4条 条例第6条の規定により損失の補償の基準は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に掲げる場合に要する費用の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内で行なう。

(1) 建築物の新築、改築又は増築をしたとき 2分の1

(2) 板止め、格子又は出入口和式引戸の新築又は改修をしたとき 2分の1

(3) へい又は垣の新設又は改修をしたとき 3分の1

2 前項各号に掲げる損失の補償金の限度額は、別に定める。

（経費の補助）

第5条 条例第7条の規定による経費の補助は、市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会に対して行なう。

付 則

この規則は、昭和47年11月20日から施行する。

付 則（昭和49年2月9日市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

高山市市街地景観保存計画

高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり高山市市街地景観保存計画を定める。

1. 保存区域の種別

条例第3条の規定による市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）は、それぞれ地域の特性に応じ、次のいずれかの種別に区分して指定し保存を図るものとする。

イ. 第1種保存区域

歴史的、伝統的建築物の周辺地域、または自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配意する地域とする。

ロ. 第2種保存区域

伝統的建築様式により構成されている町並み、または伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域とする。

2. 保存基準

(1) 保存区域内の建築物、工作物は別表に掲げる保存区域の特性と調和するようにする。

(2) 区域内の空地は、植樹、花壇、造園等により環境の整備を図るものとする。

(3) 区域内における保存のための具体的基準は、次のとおりとする。

イ. 第1種保存区域の保存基準

1. 当地域内における建築物の高さ、形態及び意匠が周辺の景観に調和するものであること。

2. 建築物の形態は、コンクリート、金属物等の物量感を感じさせないものとする。

3. 建築物、工作物等の位置、規模、形態及び意匠が自然景観、歴史的建築物及び道路、社寺等に調和し均整のとれたものであること。

4. 建築物の屋根は、景観と調和を保つため、寄棟、切妻、入母屋等、屋根の勾配、軒の出、ひさしの出があるものとする。

5. 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着きのあるものとする。

6. 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。

7. 現存する建築物、工作物のうち景観にそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする

ロ. 第2種保存区域の保存基準

1. 建築物の高さは、現在の家並みにそろえるものとする。

2. 建築物の道路に面した部分は木造形式とする。

3. 町家住居は、1階並びに2階とも格子を設けるものとする。

4. 町家様式店舗は、2階に格子を設けるものとする。

5. 軒裏には、たる木（化粧）を設ける。

6. つとめて板どめを設ける。

7. 道路から望見出来る部分の壁は、しつくい塗壁様式とする。

8. 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着きのあるものとする。

9. 建築物の外観に係るアルミその他金属属性の建具等は、金属感を出さない着色のものとする。

10. へい並びに土蔵保護用いは和風式にする。

11. 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。

12. 区域内建築物のうち、本局通り、安川通りに面したものは、建築物の高さ、設備、位置、規模、形態及び意匠が、保存区域内の町並みと調和し、均整のとれたものであること。

13. 現存する建築物のうち町並みにそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする。

3. 保存区域内の環境整備

市は、保存区域内の環境の保全整備、防火体制の充実等の事業を計画的に実施する。

別 表

保存区域の名称	特 性
東 山 保 存 区 域	緑濃い東山を背景に由緒ある社寺群と坂道に沿って並ぶ風趣ある民家が調和し、陰影の深い静かなたたずまいを示している。 (面積 202,192m ²)
神 明 町 保 存 区 域	宮川々畔に沿って軒を連ねる民家と、川面に影を映す樹木、朱塗高欄の中橋が美しく調和して落ち着きのあるたたずまいを示している。 (面積 4,887m ²)
上 二 之 町 保 存 区 域	落ち着きのある民家が建ち並び、互いに調和を保ちながら明るい端正なたたずまいを示している。 (面積 25,191m ²)
恵 比 須 台 組 保 存 区 域	古い格子入りの町家が軒を連ね、すぐれた景観を形成し、伝統的な町並みを保っている。 (面積 8,096m ²)
上 三 之 町 保 存 区 域	落ち着きのある民家、古い格子入りの民家が互いに調和を保ちながら、美しい町並みを保っている。 (面積 17,734m ²)

損失補償金の限度額

(1) 建築物

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

区分	全面改築	平家及び1階改築	2階改築
限度額	60,000円	40,000円	20,000円

(2) 板どめ、格子及び出入り口和式引戸

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

型式 限度額	板どめ	1階の格子		2階の格子		出入口 和式引戸
		3,000円	5,000円	3,000円	3,000円	

(3) へい及び垣

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

様式 限度額	和風		和風			
	板べい	塗べい	土べい	屋根 小壁付	屋根 らん間付	
	13,000円	33,000円	50,000円	26,000円	26,000円	

様式 限度額	竹がき		生けがき		
	高さ0.9メートル 以上	いちい 苗高1メートル 以上	その他の樹種 苗高メートル 以上	2,000円	
	1,000円	3,000円			

恵比須台組町並保存会規約

- 名称 この会は恵比須台組町並保存会といいます。
- 性格 この会は、会員が区域内において新築、改築、改修等をする場合、前例だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫することを申合せ、その上に成立しているものでありますから、したがって他から制約干渉を受けたり、会自体が個人の生活をさまたげたりするものではありません。
- 目的 この会は区域内の町並保存について協議することを目的とします。
- 会員 この会の会員は区域内の恵比須台組員とします。
- 町並区域 この会の町並区域は上三之町1番地より15番地まで(西側)、94の2番地より111番地まで(東側)および洲岬に至る間の町並とします。
- 役員 この会の役員は恵比須台組役員が兼任します。
- 会議 この会の会議は役員会および総会とします。
会議は必要に応じ会長が招集します。
会議成立の定数は会員数の三分の二以上とします。
- 会計 この会の運営に要する経費は必要に応じ会費を徴集してあてます。
別途収入の受入及び使途については、その都度協議します。
会計年度は5月1日より翌年4月30日までとします。
- 規約の改訂 この規約の改訂は総会の議決を必要とします。
- 解散 この会は会員の半数以上の反対があるときは解散します。
- 附則 この規約は昭和46年2月3日より施行します。したがって昭和41年に発足した上三之町保存会規約は廃止します。

高山市上三之町町並保存会規約

- 第一条 この会は高山市上三之町(魚屋町より安川通りまでの区間)町並保存会と称し事務所を会長宅に置く。
- 第二条 この会は江戸時代より受けつがれている古い町並の家屋を温存し、地域の形態を尊び、良き伝統を生かし地域住民の融和の下に福祉と発展を図り以って美風を後世に遺すことを目的とす。
- 第三条 この会の目的を達成する為に地域間にある古い伝統ある家屋の改築、増築又は新築する場合はそれぞれ工夫をこらして伝統をこわさない様自粛し、この目的に同調し、協力することを申し合わせるものである。
- 第四条 上三之町々内に住居(魚屋町より安川通り迄の区間)を構成している者によってこの会を構成し、町並保存会員とする。
- 役員は会員中より選出し、会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計1名、監事2名を置き役員会を構成する、役員の任期は2年とす。
- 第五条 会長はこの会を統率し必要に応じ会員並に役員を招集し会議を開き諸事項を議決す。
- 第六条 この会の運営費は会費、寄附金及補助金を以て當てる。(運営)
- 第七条 会計年度を3月末とし総会に報告し承認を受ける。本規則は昭和48年4月1日より之を施行す。
- (其の他)
(附則)
(1) 顧問は会長の要請により、第三条及其他の条項について審議に加わり意見を述べ調停役をつとめる。
(2) 会議の議長は会長を以て當てる。
- 高山市上二之町々並み保存会規約
- 名称 この会は、上二之町々並み保存会といいます。
 - 目的 この会は、風趣ある町並みを保存するとともに、地域の良き伝統を生かし、住民の福祉と融和を図ることを目的とします。
 - 構成 この会は、上二之町に住所又は土地家屋等を有する者により構成し、町並み保存会員とします。
 - 性格 会員は、家屋等の改築、新築又は増築する場合に、自主的に工夫をこらして伝統をこわさないように努め、この目的に協力することを申し合わせるものとします。
 - 役員 この会の役員は、次のとおり会員中より推せんにより選出します。
会長1名、副会長1名、庶務会計1名、会計監査2名、理事若干名。
2 役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。
3 必要に応じ顧問若干名を置くことができる。
 - 会議 この会の会議は、役員会及び総会とし、必要に応じ会長が招集し、諸事項を決するものとします。
 - 会計 この会の運営に要する経費は、会費、寄附金並びに補助金をもってあてます。
2 会計年度は3月1日より翌年2月末日までとし、年度終了後2ヶ月以内に会計報告をすることとします。
 - 規約の改訂 この規約の改訂は、会議の議決を必要とします。
付則 この規約は、昭和49年3月14日より施行します。